

平成 19 年 11 月 15 日

東北農政局 消費・安全部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長
生産局農産振興課長
園芸課長
特産振興課長
大臣官房参事官（普及担当）

誤認の多い農作物への農薬の適正使用の指導について

農薬の適正使用については、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）及び「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成 19 年 3 月 28 日付け 18 消安第 14701 号消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）により、ラベルに記載されている適用作物、使用時期、使用方法等を十分に確認し遵守すること等について、農薬使用者への指導をお願いしてきたところです。

一方、近年の消費者の多様なニーズに対応し、同じ科に属する作物においても作物の形状や栽培形態の異なる農作物の栽培が増加しており、例えば「ブロッコリー」と「茎ブロッコリー」のように、作物名や形状の似た別作物が栽培されています。

このような農作物においては、作物の大きさや形状、収穫までの栽培形態が異なるため、農薬の残留量が異なる場合があります。このような場合には、農薬の適用作物を分け、異なる使用基準を定めているところです。しかしながら、依然として適用作物を誤認したことによる使用基準違反がみられる現状にあります。

こうした適用作物の誤認を防止するため、これまでも独立行政法人農林水産消費安全技術センターのホームページ（<http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/sakumotuhyou.htm>）において、農薬登録における適用作物名の区分について掲載するなどの取組をすすめてきたところですが、改めて貴局管内各県に対し、農家等の農薬使用者に対して農薬の適用作物を誤認しないよう指導の徹底をお願いします。

この際、誤認しやすい事例を別添リストのとおり整理しましたので指導の参考とするとと

もに、各地域において誤認が生じやすい農作物の情報については、積極的に農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室まで連絡して頂くようお願いいたします。

なお、別添リストについては、こうした情報に基づき随時更新し、ホームページで広く注意喚起を行うとともに、農産安全管理課メーリングシステムを通じて、都道府県農薬担当者等にお知らせします。

誤認しやすい適用作物例

	作物名1	作物名2	作物名3
1	ブロッコリー	茎ブロッコリー	
2	トマト	ミニトマト	
3	ねぎ	わけぎ	あさつき
4	キャベツ	メキャベツ	
5	しゅんぎく	きく	食用ぎく
6	メキャベツ (子持ちカンラン)	非結球メキャベツ (プチベール)	
7	さくら	食用さくら(葉)	
8	てんさい	かえんさい	
9	にんにく	葉にんにく	
10	未成熟とうもろこし	ヤングコーン (ベビーコーン)	
11	しょうが	うこん	
12	たまねぎ	葉たまねぎ	

※注1 本表に掲載した「作物名1」、「作物名2」、「作物名3」は、それぞれ農薬の適用は異なるものであり、例えば、「トマト」に適用のある農薬であっても「ミニトマト」への適用がなければ、ミニトマトに当該農薬を使用することはできないものである。

注2 作物名の区分については、独立行政法人農林水産消費安全技術センターのホームページ(<http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/sakumotuhyou.htm>)にも掲載していることから、積極的に活用されたい。